

霧島屋久国立公園

屋久島生態系維持回復事業計画（案）

平成 年 月 日

農林水産省
環 境 省

1. 生態系維持回復事業計画の名称

霧島屋久国立公園 屋久島生態系維持回復事業計画

2. 生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

3. 生態系維持回復事業計画の計画期間

平成〇年〇月〇日から平成28年3月31日までとする

4. 生態系維持回復事業の目標

霧島屋久国立公園屋久島地域は、九州本土の南端佐多岬の南60キロメートルの洋上にあり、宮之浦岳（標高1,936メートル）を主峰とする山岳がそびえる島である。温暖な黒潮の影響を特に強く受ける海岸付近にはアコウ、ガジュマルを代表とする亜熱帯の植物、低標高域にはタブノキ、シイ類、カシ類等の暖温帯に特徴的な照葉樹林、標高が上がるにつれてスギ、モミ、ツガ、ヤマグルマ、ヒメシャラ等の針広混交林、山頂部では、ヤクシマシャクナゲ及びヤクシマダケが優占する冷温帯の植生となり、植生の典型的な垂直分布が見られ、多様な生物からなる生態系を有している。高標高域には花之江河・小花之江河といった日本最南端の高層湿原を有し、山頂部に露出した花崗岩の崖地には、絶滅のおそれがあるヤクシマリンドウ等の固有種を含む岩壁植生が発達していることも特徴である。

また、低標高域から山頂部に至る多様な環境と地理的要因を背景として、島全体で1,900種以上の多様な植物種が生育するとともに、樹齢数千年に及ぶとされる巨大なヤクスギを含む原生的な天然林が残されており、この優れた自然景観と生態系が評価されて、屋久島は平成5年12月に世界自然遺産に登録された。

このような優れた自然景観と生態系を有する屋久島において近年、ヤクシカによる生態系への影響が深刻化している。日本で屋久島のみ分布するヤクシカはニホンジカの固有亜種であり、島全域に広く生息している。ヤクシカは狩猟等の影響により、昭和30～50年代にかけて推定2,000～3,000頭まで減少したとされ、昭和46年に禁猟となるなど捕獲が規制された。その後、狩猟圧の低下等により個体数は大幅に回復し、森林植生や絶滅のおそれのある植物種等に深刻な影響が生じている。特に、ヤクシカの生息密度が高い西部地域等では、林床植生が広範囲に採食圧を受けて、地面の露出、森林の更新の停滞、非嗜好性植物が優占することによる植生の単純化などが見られる。現在のヤクシカの生息数については、平成20～21年度にかけて全島的に実施された糞粒調査では、全島生息数が約12,000～16,000頭、平均生息密度が35頭/km²（最も密度の高い場所で96.7頭/km²（西部地域））と推定されている。

本事業では、ヤクシカの採食圧による影響の低減等を通じて、霧島屋久国立公園屋久島地域の生態系の維持又は回復を図ることを目標とする。

5. 生態系維持回復事業を行う区域

霧島屋久国立公園屋久島地域全域

6. 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）

地域の生態系を特徴づける植物の生育状況及び攪乱要因であるヤクシカの生息状況を把握するための調査を行い、その動向を定期的に監視（モニタリング）する。

① 植物の生育状況の把握

森林群落における毎木調査、林床植生調査、湿原における植生調査等を実施し、ヤクシカの影響による植生の変化を経年的に把握する。また、植生保護柵（防鹿柵）内外における植生調査等を実施し、ヤクシカの植生に及ぼす影響と侵入防止による植生の生育環境の維持及び回復状況を把握する。

② ヤクシカの生息状況の把握

ヤクシカの生息数の推定及び増減傾向の把握を行うための糞粒調査、ライトセンサス調査等並びに個体群の状態を把握するための試料の収集、分析等を経年的に行うとともに、移動ルート及び行動特性を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を実施する。

また、屋久島全域におけるヤクシカの捕獲数等のデータを集計及び分析する。

③ 土壌侵食の状況の把握

ヤクシカの採食圧による落葉層及び植生の衰退、踏み荒らし等に伴う土壌侵食の状況の調査及び分析を実施する。

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

人為的介入を行うことが適切かつ効果的な地域において、銃器、くくりわな、囲いわな等によるヤクシカの捕獲及び捕獲個体の処理を実施する。

また、ヤクシカの採食圧から本来の自然植生を守り、回復させるため、環境省、林野庁等により、各所において植生保護柵（防鹿柵）が設置されている。これらの適切な管理を図るとともに、外来植物の防除等を実施し、自然植生の回復を図る。また、新たに保護の必要が生じた場所において植生保護柵（防鹿柵）や樹皮保護ネットの設置を行う。

なお、ヤクシカの捕獲、植生保護柵（防鹿柵）の設置等に際しては、公園利用者の安全及び快適性の確保並びに植生及び他の動物への影響を最小限に留めることに努めるとともに、国立公園区域と関連した近隣区域における対策と十分に連携を図り、効果的なものとなるよう適切に取り組むこととする。

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

生態系を特徴づける植物種にあってヤクシカによる採食圧等の影響で植生の衰退等が懸念され生態系の維持に支障が生じている地域においては、上記（1）の生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）の状況を踏まえ、絶滅のおそれのある植物種をはじめとする当該地域に生育する植物の生育環境の維持又は回復を図る。

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ヤクシカによる採食圧等により絶滅のおそれがある植物種について、栽培等の保護増殖のための技術開発及び生育域外保全の取組を実施する。

また、絶滅のおそれのある植物種については、埋土種子等を覆う周辺地域の表土の移植、生育地における木竹、落葉、落枝の除去等による発芽環境及び生育環境の改善を実施する。

(5) 生態系の維持又は回復に必要な普及啓発

生態系の保護の必要性、ヤクシカによる被害状況、捕獲等の対策の必要性、本事業の実施状況等について、インターネット、パンフレット等を活用し、地域住民、公園利用者等に普及啓発を進め、事業への理解と協力を働き掛ける。

(6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業

事業を適正に評価するためのモニタリング手法、ヤクシカを誘導する柵の設置と組み合わせた捕獲手法等、より効果的な事業実施に関する調査研究、実証試験等を実施する。

7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(1) 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項

本事業計画については、内容、効果等の総括的な検証及び評価を行い、見直しを行うこととする。なお、検証及び評価並びに本事業計画の見直しにあたっては、屋久島世界自然遺産地域科学委員会の下に設置されたヤクシカワーキンググループにおける本事業への助言を受けるものとする。

(2) 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項

本事業の推進に当たっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鹿児島県が策定した鳥獣保護事業計画、及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、屋久島町が策定した鳥獣被害防止計画との整合を図るものとする。

(3) 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

関係行政機関、関係団体等は本事業に係る情報を共有し、連絡調整を図るとともに、連携し及び協力して必要な事業を実施するものとする。

なお、連携及び協力にあたっては、屋久島世界遺産地域連絡会議、ヤクシカワーキンググループ及び屋久島町野生動物保護管理ミーティングの場を活用する。また、生態系維持回復事業の実施者は、毎年5月末日までに屋久島世界遺産地域連絡会議の事務局（九州地方環境事務所、九州森林管理局）に対して、前年度分の実施結果について情報提供することとする。